

ち今いふ湯屋なり。和名抄に、浴室、内典有温室經。今按。温室即浴室也。俗云由夜、とあり。湯屋といへるは、源平盛衰記卷四に、安元元年十二月廿九日追儼の除目に、近藤師高加賀守に成り、弟師經目代と成り在國の間、白山中宮の末寺涌泉寺といふ山寺の湯屋にて、目代の舍人馬の湯洗ひしけり云々。と見ゆ、宇治拾遺物語卷二に、昔池、尾に禪珍内供といふ僧すみけり。眞言などよくならひて、年ひさしく行ひて貴かりければ、寺中の僧坊にひまなく僧もすみ、にぎはひけり。湯屋には湯わかさぬ日なく、あみの、しりけり。とあり。また沙石集卷四小原頸蓋上人の段に、一日の比、湯屋の坊の焼けて、かの坊主焼死なんとせしを聞きし時は、今日もとくく臨終して、かゝるうき事もきかじはやなんと思ひしが云々。また三國傳記卷五信州更級郡白介翁の段に、施主の翁が請ひに依りて、件の僧を千日の湯屋に入れ沐浴せしむ云々。など、見たり。又風呂といふも、むかしは湯屋風呂と呼べり。太平記卷卅五島山道誓下向關東段に、今度の亂は、併島山入道の所行なりと落書にもし、歌にもよみ、湯屋風呂の女童部までももてあつか

ひければ云々。と見ゆ、惠命院權僧正宜守が應永廿七年に撰述せし海人藻芥に、湯屋風呂にて進退の事云々。入風呂時可、破戸二三度。是禮也云々。といふことを載せたり。おもふに、今の世にも吾が金澤市中の湯風呂屋共にて、入湯の人々湯の加減をなさしめんとて、風呂の内板をば二三度たゝきて相圖をなしけるも、ふるきならはしなりと聞ゆ。風呂に入る時戸を二三度たゝきて案内をするを、入湯の禮儀となしたりとあるも、古きならはしなる事知られけり。此の外にも湯風呂の事古記録に見ゆ。さてまた按するに、金澤市中にて湯風呂屋の事は、既に三壺記に、元和年中河原町・野町に風呂屋ありて、湯女と名付け女を置き、江戸芝口・下屋(谷)などに似たり。といひ、又、寛永年中才川惣樞の風呂屋に女を抱え置き、湯女と名付けて人々は是に群參す。といふ事など見ゆ、寛永五年八月廿三日金澤町中定書に、當町風呂屋遺女之事、妄之作法有之に付而は、宿主可爲曲言事。と載せられたり。又金澤町會所留記には左の書付を載せたり。

一、風呂屋向後被仰付間敷候間、望書付出し候共、取次申

間敷由被仰渡候。但風呂屋仕廻申者候は、其町之内に而は替り人可被仰付候。他町之ものは、替り人も成不申旨被仰渡候。以上。

元祿八年十月十六日

乍恐申上候。

一、私共儀今日被召出、湯風呂から風呂共御赦免被成、難有仕合奉存候。第一火之用心密布仕可申候。自今暮切に仕、罷歸候者共焼灯ともし不申様仕可申候。高聲等不仕、不作法に無御座様仕、縮急度可仕候。勿論風呂に出入等、座布わ呼入、茶、たばこに而も出申間敷候。且亦から風呂、同日に登ヶ月六齋焼、其外留風呂仕まじく候旨。右之趣被仰渡奉畏候。急度相心得可申、御請上之申候。以上。

元祿十年二月四日

新町近江屋

六郎兵衛

材木町風呂屋

吉兵衛

森下町米屋

忠兵衛

此外地子町風呂屋數人連名也

町御奉行所

乍恐申上候。

一、私共儀今日被召出、から風呂之儀は御指除、湯風呂まで御赦免被成、難有仕合奉存候。第一火之用心密布仕可申、自今暮切に仕、罷歸候者共焼灯ともし不申様仕可申候。高聲等不仕、不作法に無御座様仕、縮急度可仕候。勿論風呂に出入等、座敷わ呼入、茶、たばこに而も出申間敷候。右之趣被仰渡奉畏候。急度相心得可申、御請上之申候。以上。

元祿十年二月四日

河原町風呂屋

清兵衛

此外地子町風呂屋連名

町御奉行所

右書付共にて見れば、元祿頃は湯風呂とから風呂と兩風呂屋ありし事知られけり。から風呂は虚風呂にて、今いふ蒸風呂の事なりといへり。

○風呂屋橋

金澤橋梁記に、風呂屋橋本多家中とあり。此の橋の名、今は呼ぶものなしといへども、大乘寺坂下なる江川の小橋をば、そのかみ風呂屋橋と呼びたるなるべし。風呂屋町の橋